

「無墓制」と真宗の墓制

蒲池 勢 至

はじめに

- 一 「無墓制」について
 - 二 近世真宗の墓制
 - 三 「無墓制」と中世真宗門徒
おわりに
- 「無墓制」関係地帯の報告概要

論文要旨

これまで民俗学における墓制研究は、「両墓制」を中心にして進展してきた。「両墓制」は「単墓制」に対しての用語であるが、近年、これに加えて「無墓制」ということがいわれている。「無墓制」については、研究者の捉え方や概念規定が様でなく混乱も生じているので、本稿ではこの墓制が投げかけた問題を指摘してみたい。さらに、「無墓制」が真宗門徒地帯に多くみられることから、真宗における「墓」のあり方を通して「石塔」や「納骨」といった問題を考えようとするものである。

まず、全国各地の事例を整理してみると、これまでの報告には火葬と土葬の場合が区別されずにいたり、あるいは「墓がない」というとき「墓とは何か」が曖昧であった。それはまた、両墓制における「詣り墓」（石塔）とは何か、曖昧であったことを示している。「無墓制」の実態は、火葬したあとに遺骨を放置してしまい、石塔を建立しないものであるが、この墓制は両墓制研究の中

で、いま一度、遺体埋葬地や石塔の問題、土葬だけでなく火葬の問題を検討しなければならぬことを教えている。

真宗門徒になぜ「無墓制」が多いのかについては、真宗信仰が墓をどのように考えていたのか歴史的に考察する。現在の真宗墓地にみられる石塔の形態や本山納骨の成立過程をみて、真宗の墓制観や教団による規制との関係を論じる。そこには、遺体や遺骨を祭祀することは教義的に問題があった。中世においても、真宗は卒塔婆や石塔に否定的であって、このような墓や石塔に対する軽視観は近世を通じて今日まで至り、火葬のあとに遺骨を放置したまま石塔も建立しない習俗が残存したのである。また、真宗は墓としての石塔は否定したが、納骨儀礼は認めて、近世教団体制の確立する段階で中世的納骨儀礼を近世的な形で継承したのであった。

はじめに

これまで民俗学の墓制研究において、「単墓制」「両墓制」という語が使われ、研究が進められてきた。「単墓制」は、「埋め墓」「詣り墓」という「両墓制」に対する語として用いられてきた。ところが、このころ「無墓制」という語が使用されて研究や報告が行われている。「無墓制」とは、「墓のない風習」「墓をたてない習俗」のことであるが、土井卓治氏は「墓がないというのは、石塔がないというだけでなく、埋葬した場所もなくなる。埋葬地点がなくなるわけではないが、そこを個人の記念にするというわけにはゆかない。盆にも彼岸にも詣る対象はなく習慣もない。こうした場合、これをどう呼称したらよからうか。」⁽¹⁾という。

さらに『葬送墓制研究集成』第四巻の第五篇題名が「無墓制について」となっていることに対して、橋本鉄男氏が「一般にはもうそれは葬送墓制研究の上でテクニカルタームのように理解されてしまうのではない⁽²⁾か」と警告していることを紹介して、土井氏は「無墓制という語以外の語を使うか、またはその概念規定を明確にさせないと後々混乱を招くことになるであろう。」と述べている。確かに「無墓制」に対する研究者の捉え方・概念規定は一様でなく、混乱を生じている。それでいて「無墓制」という語は一人歩きを始めつつある。

本稿は、こうした「無墓制」に対してこれまでの報告事例からどのような習俗であるのかを捉え直し、「単墓制」「両墓制」の下に進展してき

た墓制史研究における「無墓制」の投げかけた問題を指摘することにある。さらに、「無墓制」が真宗門徒地帯に多く見られることから、真宗における「墓」のあり方を通して「石塔」や「納骨」といった問題を考えようとするものである。

一 「無墓制」について

(一) 「無墓制」の問題点

「無墓制」とは、どのような習俗であろうか。この語に対する捉え方や概念の問題について触れる前に、その実態についてみておきたい。まず、これまで「無墓制」や「墓がない」ということで報告されたり論じられてきたもの、および筆者調査の関係地帯をほぼ県別市町村単位で報告者別に列挙すると次のようになる。そして、報告内容から火葬・土葬の区別、真宗と関係があるか、寺院なり本山に納骨をするか、火葬場での遺骨処理、といったことを分けて記してみた。個々の事例内容については、煩瑣になるので本稿の註後に要約して掲載したので参照されたい。

さて、これまで「無墓制」あるいは「墓がない」ということで報告されたものの内容を比較してみると、報告内容の項目が一定しておらず不明な点が多い。「墓がない」ということを報告者がどのように捉えているかによって異なっている。一番の問題点としては、火葬と土葬の場合が区別されずに「墓がない」ということで報告されたり論じられてきたことではなからうか。村瀬正章氏が最初に「無墓制」とよべないだろう

「無墓制」と真宗の墓制

一覧表

番号	場所	土葬・火葬	真宗納骨	遺骨の処理
1	山口県 大島郡大島町笠佐島	火葬	○	野ざらしにする
2	光市五軒屋 鳥取県	火葬	○	放置する
3	東伯郡羽合町上浅津・下浅津 岡山県	火葬	○	湖中へ投棄する
4	和気郡日生町頭島 兵庫県	火葬	○	
5	姫路市飾磨区今在家 姫路市保城	火葬	○	
6	多紀郡篠山町泉 大阪府	土葬		
7	河内長野市旧高村滝畑 滋賀県	火葬	○	掻き捨てる
8	神崎郡能登川町伊庭	火葬	○	
9	神崎郡永源寺町甲津畑	土葬	○	
10	近江八幡市沖ノ島・北元町・ 玉木町・南津田	火葬	○	山林へ捨てる、胴骨は埋める
11	伊香郡西浅井町塩津浜	土葬		
12	高島郡安曇川町横江・今在家・ 北舟木	土葬	○	
13	高島郡今津町天増川	火葬	○	
14	犬上郡多賀町大君ヶ畑	火葬	○	
15	同 萱原	土葬		
16	米原町樽ヶ畑・磯	火葬	○	
17	坂田郡伊吹町甲津原	火葬	○	火葬場の縁に放り上げて

番号	場所	土葬・火葬	真宗納骨	遺骨の処理
19	坂田郡伊吹町寺林		○	おく
20	蒲生郡日野町鎌掛		○	
21	蒲生郡蒲生町桜川東・西	火葬	○	
22	東浅井郡びわ町南浜	火葬	○	
23	滋賀郡志賀町北小松 三重県	土葬	○	
24	阿山郡大山田村下阿波 愛知県	土葬	○	
25	碧南市大浜・棚尾	火葬	○	
26	岩倉市川井町	火葬	○	
27	一宮市千秋町浅野羽根・小山	火葬	○	灰と一緒に放置しておく
28	岐阜市加納新町 岐阜県	火葬	○	焼場の横に放置
29	揖斐郡旧徳山村	火葬	○	
30	揖斐郡坂内村広瀬	火葬	○	火葬場に寄せて放置
31	揖斐郡藤橋村 福井県	火葬	○	
32	三方郡三方町佐古・田名	火葬	○	竹藪の中に捨ててしまう
33	勝山市北谷町小原・木根橋 石川県	火葬	○	灰捨て場へ投げる
34	石川郡尾口村	火葬	○	
35	石川郡白峰村	火葬	○	火葬場に積上げて捨てて来る
36	江沼郡山中町真砂	火葬	○	骨を埋める

か」といって報告された愛知県碧南市大浜・棚尾地区³⁾は、葬法の区別が明確に述べられていないが火葬が主であったと思われる。一二二九戸の中、五七・九％にあたる七一二戸の家が「墓がない」という。そして、七一二戸の家では墓のないことについて「必要がないから」「(遺骨を)本願寺に納めるから」「檀那寺に納めるから」などの理由を挙げている。宗派的にみれば、六〇〇戸が浄土真宗で最も多く、続いて浄土宗四七・禅宗一八・真言宗一一・創価学会一八などであった。浄土宗・禅宗・真言宗の中には、土葬のところもあったかも知れないが、真宗門徒で「墓がない」といっているところは火葬である。児玉識氏は、真宗史の立場から門徒地帯の風習として鳥取県東伯郡羽合町上浅津・下浅津や山口県大島郡大島町笠佐島の事例を報告されて論じられたが、⁴⁾いずれも火葬であった。上浅津・下浅津の真宗香宝寺門徒は最近まで墓がなく、東郷湖畔のヒヤ(火葬場)で火葬すると本山納骨用として骨の一部を拾骨する以外は全部湖中へ投棄してしまい、墓も位牌・過去帳もないという。笠佐島の門徒も同じ風習で、骨に対する執着もタブーもみられない。その他、滋賀県神崎郡能登川町伊庭、近江八幡市沖ノ島・北元町・玉木町・南津田、愛知県岩倉市市井町、岐阜県揖斐郡旧徳山村、揖斐郡坂内村広瀬、福井県三方郡三方町佐古・田名、石川県石川郡尾口村・白峰村などの事例はどれも火葬の場合であった。⁵⁾

ところが、森岡清美氏が「墓のない家―墓制の側面」⁶⁾(後に「真宗門徒における『無墓制』と改題」という題名で論じられた三重県阿山郡大山田村下阿波の事例は土葬であった。村内二カ寺の内、正覚寺門徒は

遺体を埋葬した翌日にハイソマイリをすると寺の納骨塔へ骨(遺髪)を納めるだけで、以後墓参を行わない。これに対して、臨済宗の神幢寺檀家は七日ごとに埋葬地へ墓参し、境内にある石塔へも墓参する両墓制の形態であるという。同氏は両者を比較して、門徒が墓参の対象となるような石塔をつくらないのは経済的な理由からでなく、真宗教義と本山納骨の儀礼から「石塔をつくらない文化型」があるからであり、また本堂が「集合詣り墓」の機能を果たしているとされたのであった。これは興味深い論考で、村瀬氏の報告を受けてのものであった。この森岡氏の「墓のない」という事例に対して、田中久夫氏は有馬シンポジウムで「反転して論議は埋墓の実態を究明する方向へ進んだ。この段階で最上孝敬氏から森岡清美氏の『墓のない家』(『社会と伝承』九一一、昭和四十年六月刊)という『墓のない』、いわゆる無墓制という表現が『埋墓』の存在との関係で否定された。」⁷⁾といい、さらに「こうして、今、ようやく、死体は遺棄していたという結論に近づいてきた、このようなときに、近江美濃の真宗地帯での死体遺棄の風習が天野武氏らによって、無墓制の名のもとに報告されてきた。これは有馬シンポジウムで否定された表現であった。無墓制というとき『墓』とは何かがまず論じられなければならない。私は、今、仮にこのような墓制を遺棄墓制とよんでいる。」と再度述べている。⁷⁾

火葬と土葬の場合を区別することなく「墓がない」といつてみたり、「無墓制」という表現が出てきたところに、混乱が生じてきたのではなからうか。土葬の場合は、遺体を遺棄するように埋葬して石塔も建てな

いのであるが、「埋め墓」との関係で「墓がない」ことにはならない。これまでの「無墓制」関係地帯の報告をながめてみると、その多くは火葬の場合である。火葬場で遺体を荼毘したあと本山納骨用の骨を拾骨する以外は、他の遺骨を「野ざらしにする」「湖中へ投棄する」「灰と一緒に縁に放り上げておく」「放置しておく」のである。そして、石塔を建立しないので、村の中に「埋め墓」も「詣り墓」(石塔)もない形態であった。なぜ石塔を建てようとしなかったのか、これは確かに一つの特徴であるといえよう。ただ、このことだけを以て「墓がない」とすることは、土葬の場合を含むことになって混乱を招くことになってしまう。宗派との関係でみれば、真宗地帯がほとんどである。これは真宗門徒の多くが火葬であったことによるものであろう。が、真宗門徒Ⅱ「無墓制」ということには直ぐに言えない。近江などでは明治初期に火葬が禁止されて土葬になったと報告にあり、門徒の村でも土葬であったところはある。また、他宗派であっても火葬で石塔がなければ、同様な形態を現出することになる。しかし、現状の報告事例では浄土真宗地帯が多かった。そして、いまだ報告されていないだけで、こうした所は「門徒の村」に多かったのである。

(一) 「無墓制」の概念について

「無墓制」という語をどのように捉えたらよいのであろうか。改めて、この語の持つ問題を概念規定や「両墓制」との関係から考えてみよう。各地からの報告事例をみてきて、どうもよくわからなくなり混乱を生

じさせる原因は、田中氏が指摘しているように「墓がない」というときの「墓」とは何か曖昧な点にある。例えば、「墓」だから参る(墓参)ということから「参(詣)る」「参(詣)らない」ということを重視してしまうと、三重県阿山郡下阿波のように土葬の場合も「無墓制」と捉えられてしまう。家単位の遺体埋葬地が分からなくなり、忘却されてしまうからである。しかし、家ごとの「墓」がなくなり墓参するということがないにしても、遺体を埋葬した「墓地」は実態として存在しているので、「参(詣)らない」からといって「墓がない」ということはおかしい。考えてみると、これは両墓制で「参(詣)る」からマイリバカの石塔が「墓」だとしていることと表裏の関係にあるといえないだろうか。石塔の下に遺骨など何もなくても、「参(詣)る」から「墓である」ということと逆の関係になる。実は、ここに「無墓制」あるいは「両墓制」という語の曖昧さがあったのではないか。もっといえば、「墓とは何か」の捉え方が厳密でなかったといえよう。周知のように、これまでの両墓制研究において、何を以て「両墓制」とするかについて種々議論がなされてきた。詣り墓について、特に石塔を指標とすべきであるのか、あるいは村の中の仏堂や納骨する霊場までも「詣り墓に代わるもの」ということと見ていくのか。反対に、埋葬場所と石塔建立地がわずかに離れている事例なども「両墓制」になるのか。両墓制概念の極大化と極小化ということが指摘されている。新谷尚紀氏が、両墓制は埋葬墓_地と石塔墓_地を異にする墓制であると定義して、遺体(遺骨)に石塔という新しい要素が付着したのであり、その付着の仕方によって単墓制になったり両墓

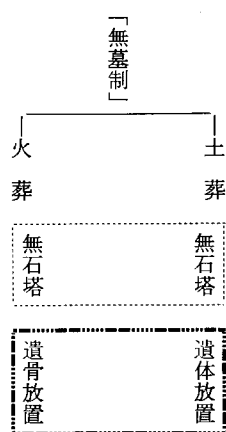


図1

制になったというのは、⁽⁸⁾単純に「参(詣)る」からマイリバカの石塔が「墓」だとするところから一歩抜け出た見解である。

る。

では、問題の「無墓制」を定義付けるとすればどのように捉えたらよいか。松崎憲三氏は「所謂無墓制(無石塔墓制)」、また「無墓制とは火葬であれ土葬であれ、遺骨を収納し墓参するための石塔、石碑や木牌を建立した一定の墓地を全く持たない習俗をさす。」と述べている。⁽⁹⁾田中久夫氏は先に触れたように「遺棄墓制」とよんでいる。最近、大桑斉氏は田中氏のこの用語について、「遺棄されたのなら墓ではないから『遺棄墓制』というのも奇妙なことである。『墓制』という言葉にこだわる限り、田中のいうような遺骸は遺棄されるものという本質を捉えることはできない。遺骸遺棄制ともいうべきであろう。」と批判している。⁽¹⁰⁾

いろいろな意見が出ているのであるが、ここで今一度、報告事例に戻ってみると図1のように土葬の場合は無石塔で遺体放置、火葬の場合は無石塔で遺骨放置であった。ともに、無石塔(石塔を建立しない)を特徴としているから「無石塔墓制」といえるかも知れないが、繰り返すように土葬の場合には家単位・個人ごとの埋葬地はなくなっても共同埋葬地としての墓地はあるから「墓がない」とはやはりいえない。ところが、火葬の場合は遺骨が放置される場所(火葬場など)を「墓」や「墓地」

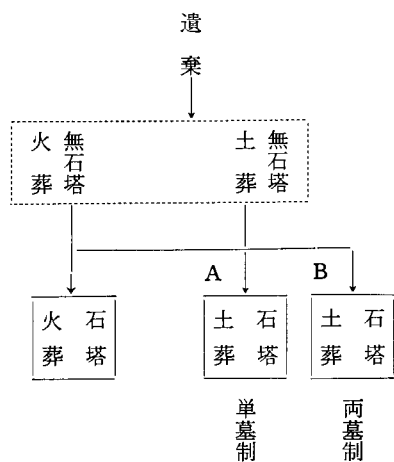


図2

とは捉えられないのではない。寺院や本山に納骨される場所も「墓」や「墓地」とは単純にいい難い。したがって、厳密な意味で「無墓制」を定義付けるとすれば、(1)火葬(2)無石塔(3)遺骨放置ということになる。

「遺棄墓制」「遺骸遺棄制」という語は、遺体・遺骨が放置されるという特徴から捉えたものであるが、「遺棄する」とはどういうことであったのか、もっと明確に論じられる必要がある。埋め墓の景観は遺体遺棄の姿をとどめているものかも知れないが、遺体を土中に埋めることはそれに先立つ葬送の儀式があったし、埋葬することで墓地が成立してきた。火葬と土葬という葬法の変遷もある。こうした点から歴史的に「遺棄」ということと「無墓制」との関係が究明されねばならないであろう。図2は、死体遺棄ということから石塔と火葬・土葬の関係を単純に図式化してみた試案である。

「無墓制」あるいは「墓がない」ということで報告されてきた事例は、これまで両墓制研究で石塔を中心として、マイリバカの発生、および石塔発生以前のマイリバカは何かという追及の中で、もう一度「墓とは何か」を問い返した。そして、(1)遺体埋葬地(ウメバカ)に着目させ、

(2)石塔とは何かを、さらに(3)土葬だけでなく火葬の場合はどうであったのか、ということを検討する必要性を教えてくださいましたのであった。

二 近世真宗の墓制

「無墓制」は真宗門徒の村に多くみられる。一つの村の中に真宗寺院と他宗派寺院がある場合などは、門徒は遺骨の一部を本山納骨用として拾骨する以外は火葬場に放置してしまい、石塔は建立しない。これに対して、他宗派寺院の檀家は単墓制・両墓制をとって石塔を建てたりしている。宗派による葬制・墓制の違いがみられる。田中久夫氏は「墓がない」と問題提起するよりも、むしろ逆に、なぜ墓石(石塔)を建立するようになったかを考えた方がよいと指摘しているが、ここでは反対に「無墓制」ではなぜ墓石(石塔)を建立しないのか、ということから、「石塔とは何か」「墓とは何か」を考えてみたい。とくに、真宗にとって石塔・墓とはなんであったのか、という問題である。また、「無墓制」の特徴の一つに本山納骨するから「墓はつくらない」ということがあったが、真宗における納骨儀礼は歴史的にどのようなものであるのか探ってみてみたい。

(一) 墓碑銘の類型

真宗門徒はどうして石塔を建てないのか、石塔とは門徒にとって何なのか、という問題を考えるときに手掛かりとなるのは、やはり現在の真

宗墓地にある石塔であった。次に示すのは、西大谷本廟(京都市東山区五条)・本徳寺(兵庫県姫路市亀山)・専光寺(石川県金沢市本町)・本宗寺(愛知県岡崎市美合町)・慈光寺(愛知県岡崎市下青野町)・西蓮寺(愛知県安城市東端町)・本誓寺(岩手県盛岡市名須川町)といった墓地にみられた石塔の墓碑銘である。悉皆調査はできなかったが、特徴的な墓碑銘をいくつかに分類してみた。

A 法名

B 南無阿弥陀仏

C 俱会一處

D 骨塔

E 墳墓

- 天明九(一七八九)・文化六(一八〇九)・嘉永七(一八五四)・大正五・昭和三十二・昭和三十四
——西大谷 文政八——本徳寺 安政四
(一八五四)——専光寺
収骨墓(天保五・一八三四) 村井家骨塔(昭和八) 骨墓(明治二十七・三十・大正十三・十五)
——慈光寺 骨塔・骨堂(弘化三・一八四六)
靈骨塔(文政六・一八三三)——本宗寺 蔵骨塔(享保二・一七一七) 納骨塔(文政十一・一八二八・天保十・一八三九・明治十)——西大谷
骨堂——本誓寺
累代墳墓——慈光寺 辰巳氏一類墳(享保十二・一七二七) 祀墳(嘉永元・一八四八) 加賀上宮寺墳墓・長崎大光寺墳墓——西大谷

F 塚

寛政二(一七九〇)・文政十(一八二七)・文政十
一(一八二八)・天保十四(一八四三) 嘉永五(一
八五二) 徳円寺之塚——本徳寺 先祖代々
塚——専光寺

G 惣墓

釈惣墓(正徳元・一七一二) 総門徒之墓——
西大谷 総墓正龍寺——本徳寺 惣骨(文
化四・一八〇七)——本誓寺

H 他

普会塔・累世合祀(天保十・一八三九) 青山家
累代集霊塔(寛政九・一七九七) 親縁墓(明治四
十四)——西大谷 本願力(明治三十六) 大
悲往還(昭和十二) 涅槃城(昭和十) 霊碑(大
正十三) 帰寂 證誠 仏累代之墓(昭和四十四)
——専光寺

墓(慶応元・一八六五) 塔(文政十二・一八二
九) 廟・永田妙善寺 回帰——本徳寺

再臨(昭和三十七) 謝恩(昭和六)——西蓮寺

真宗墓地の石塔をみていくと、死者のA法名を記した一般的なもの、
あるいは「南無阿弥陀仏」のB名号やC「俱会一處」と記すようなもの
が多いが、この他にDとGといった形態のものがある。Dの「骨
塔」「骨堂」は遺骨を収めるところ、「骨墓」「収骨墓」は遺骨を収めた
ところが「墓」として意識され出したことを表している。Eの「墳墓」
やFの「塚」は、石塔以前の墓の形態が墳・塚であったことを示してい

るといえよう。Gの「惣墓」では、「総門徒之墓」「総墓正龍寺」などと
あるように、家を単位としない寺門徒の共同納骨所としてのものではあ
った。Hのその他としては、「本願力」「大悲往還」「謝恩」といったよう
に、いかにも真宗的な銘であるが新しいものにみられる。真宗墓地の石
塔を特色付けるのはDとGの墓碑銘のもので、石塔そのものの形態が共
同納骨できるような石棺型のものである。なかには、全く墓碑銘を記さ
ず遺骨を納めるだけのようなものもあった。また、「俱会一處」「骨塔」
「惣墓」と銘は違っているが、門徒にとって石塔とは遺骨を納骨する所
という意味では同じといえよう。とにかく、「家」の「先祖」の「墓」と
しての石塔とは異なっているのである。そこで、こうした墓碑銘がどう
して門徒の石塔に記されるようになったのかということであるが、これ
は真宗門徒の本山納骨や門徒墓の成立から考えてみる必要がある。

(一) 本山納骨と門徒墓の成立

いつから本山納骨が行われるようになったのか、門徒は石塔墓をつく
るようになったのか。現在、本派本願寺は西大谷に廟所を構えて納骨を
行っており、真宗大谷派は東大谷と御影堂須弥壇下に納骨している。し
かし、これはそれ程古いことではない。西大谷本廟が成立して整備され
てくるのは、慶長八年(一六〇三)十月、幕府によって鳥辺野延年寺山
(東山五条)に廟所が移転させられ、慶長十一年十一月に仏殿が建立さ
れて移徙法要が動まってきたからである。東大谷本廟も寛文十年(一六七
〇)に祖廟を移転してからであった。本廟が成立すると、その周りに門

徒が墓塔を建立しようとした。『大谷本願寺通紀』(一七八五)卷九に

総墓 寛文元年二月許ニ京九条西光寺築塚、爾来宗徒墓塔逐年弥

増有長崎伊予守元仲墓○旧来至安永元年壬辰凡八千所○凡無自墓者蔵之祖
 増有之側ニ然非毎年度埋之毎年夏集衆年中方來諸骨ニ穿祖墳後地ニ而合
 葬之耳

とあって、寛文元年(一六六一)から安永元年(一七七二)の間に「凡八千所」になったという。「自墓」のない者は祖廟の側に毎年夏に合葬されたというから、門徒による本山納骨が盛んに行われたしていることがわかる。年代がいま少し下がる文政六年(一八二三)の『上檀間日記』八月十七日には

一、惣骨者是迄之通骨持参いたし候ハ、先志之御札銀錢とも講中
 受取詰番帳記いたし、切手並受取書相渡収骨爲届、右切手御堂
 持参之上、同所ニ而詰合之者江相渡可申事。

但御堂方へ日々講中中人ツ、立会可申事。

一、惣骨切手受取帳面并切手共、日々御堂ヨリ骨役所江持参之上、
 立会勘定可申事。

という覚書があつて、門徒の納骨に関しての制度が確立していたことが知られる。一般門徒の本山納骨は、十八世紀頃から始まり次第に制度化されたものと思われる。『考信録』(一七七四)巻五に「大谷へ諸門侶ノ遺骨ヲ蔵ムルコトハ。信解宗主ノ世ヨリト申伝ヘタリ。ソノ以前ハ。多ク高野へ蔵メシ事ナリシト。」とあって、信解宗主とは第十四世寂如(一六六一〜一七二五)のことである。『考信録』は続いて、諸国の門徒が遺骨を納めるときは三十日番の僧が受け取って祖廟の後に安置してお

き、毎年集まった骨を歴代廟基の後に埋めている。俗説に、祖廟の下に大きな穴があつてその中に骨を入れたり、あるいは毎年一処に積んで焚棄しているといわれているが、それは誤りであることが述べられている。骨というものは、年久しくなれば自然と朽ち果てるので次第に埋葬の余地はあるのだといい、骨を納めていた箱を焼くのであって骨を焚棄してゐるのではないという。

このように門徒の本山納骨が盛んになり制度化されてくる状況の中で、地方の寺院はどのようになってきたのか。各地にある大寺(中本山)や末寺も本山と同じ様に廟堂を構え、墓地が成立し、そして門徒の石塔がつくられようとしてきたのであった。寛政から文化年間(一七八九〜一八一八)の記録である『故実公儀書上』には、次の様にある。⁽¹⁶⁾

末寺之内自坊ニ廟堂不相成并大谷納骨謂

一当本山末寺之寺院ハ何れの寺々ニても別段ニ自坊之廟堂を構へ、
 其末寺門徒之納骨不相成寺法ニ御座候。其謂ハ惣門末祖師之御
 弟子門徒故、我往生之師ニ而往生を助り候。其恩を思ひ、其徳を慕
 ひ流を汲て、本源を尋るの道理ニて本山祖師之御廟へ納骨仕候。是
 則門末一統祖師之御弟子門徒故之儀ニテ、中山ハ其弟子門徒を預り
 候もの故之儀ニ御座候

墓碑銘のところのみた金沢専光寺や姫路市の英賀本徳寺の墓地などは、正しく「自坊之廟堂を構へ、其末寺門徒之納骨」に該当する形態であった。専光寺墓地は鶴来町にあつて、いつ頃成立したのか詳しくわからないが、親鸞聖人の廟所といわれる納骨所を中心として、小高い山の斜面

に石塔が立ち並んでいる。英賀本徳寺は明応年間に蓮如の弟子下間空善の布教によってできた道場を基にして、永正九年(一五二二)に本願寺宗主第九代実如の息実玄・実円の下向によって成立した寺院である。亀山御坊といわれ、播州における念仏弘通の一大拠点であった。この本徳寺の墓地は姫路市飾磨区山崎字西山にあって、正式には「本徳寺西山大谷廟所」というが、通称「西のお山」といわれている。延宝九年(一六八一)、本徳寺代九代寂円が姫路城主松平大和守へ願い出て、山崎山の南斜面に廟所を開き、実玄以来の歴代御骨を納めたのであった。そして、正徳四年(一七一四)には、本尊と歴代絵像を安置する廟堂も建てられている。廟所が設けられると、以後、これを中心として一般門徒の墓所としても利用され出した。現在、墓石数は二二六〇基、寛文・享保・延享年間といった紀年銘の石塔から現代のものまで立ち並ぶ。また、納骨型をはじめ様々な石塔の形態があり、近世真宗墓地の典型的な景観がみられる。「中山ハ其弟子門徒を預り候もの」であるが、地方の大寺に廟所ができる、これを中核としてその末寺や門徒の石塔が建てられ、墓地が形成されてきたのであった。真宗の本末関係・手次関係は、本山―中本山―末寺―門徒となつている。本山に廟所ができて本山納骨が制度化されてくると、地方寺院も同じ姿をとってきたのであった。墓碑銘の類型でみたように、中本山などの大寺は本山廟所(西大谷)に寺門徒の納骨型惣墓・墳墓をつくり、さらに地方の一般末寺や門徒は中本山の廟所につくっていく。そして、門徒の墓碑銘に「骨塔」「骨堂」「収骨塔」とまで記されるようになったのであった。これは教団の本山納骨集中化

に拠るものであり、真宗門徒にとって石塔とは遺骨を納めること、納骨するところであったのである。

ところで、こうした本山納骨集中化という状況の中で、門徒は家ごと石塔を建てだしてもいる。いわゆる墓参の対象となる先祖祭祀としての「墓」である。「故実公儀書上」に「文化三寅年(一八〇六)十月四日、大久保家へ出」したものと、次のものがある。¹⁸⁾

石塔尋之事

一 別紙絵図面之通、石塔百姓之身分ニ而ハ不相成事ニ候。無之百
姓ニ而も由緒有之院号・居士等付候程之分ハ、右石塔不苦候哉
之事

一 位牌之儀も右同様差別も在之候哉之事

右之通御尋ニ御座候

一 当本山ニおいて石塔之儀ハ形チ定法無御座候事故、施主存寄次
第為建候事ニ御座候。尤別紙之内、惣丈五尺六寸八分と申形之
石塔ハ見当り不申候

一 位牌之儀ハ、本山免許之品ニ而も無御座候得共、施主存寄ニて
建置度ものハ任其意置候事

一 居士号之儀ハ、宗法ニおいて免許之号ニ而ハ無之候。施主存寄
次第御座候事

一 院号之儀、寺法ニ而重き事ニ而、於本山重キ寺格并学徳之僧侶等
江ハ差免候。且武家方ハ格別ニ御座候得共、其外ハ容易ニ免
許無御座候

これによると、「石塔百姓之身分ニ而ハ不成事」といいながら、「院号・居士等付候程之分」の百姓ならば建ててもよいとしている。本来、真宗は位牌を否定しているのであるが、これについても「施主存寄ニて建置度ものハ任其意置候事」とまでいっている。ここには死者の象徴である位牌と石塔が同じ祭祀対象として観念されていることが読み取れるし、百姓身分の者まで「墓」としての石塔をつくりだしたことがわかるのである。

(三) 教義上の墓制論

さて、このように一般門徒にあって祭祀対象としての「墓」(墓としての石塔)がつけられるようになってくると、真宗教義の上から問題となってきた。

まず、大谷派初代講師となった恵空(一六四四〜一七二一)撰の『叢林集』(一六九八)巻七には、「一墳墓ノ事当家非_レ曾無_レ之、御代々ノ御墓アリ、凡ソ墳ヲ立ル本ヲ云ニ」と最初に述べられて、『西域記』寄帰伝』から引文している。そして、いわゆる高僧知識に「墳墓ヲ樹テ」仰ぐことは勿論であるが、他の末弟凡俗の類が有徳の人のように廟塔を建てるのはいわれないこと、但し儒教では父祖の宗廟を建てて仰ぐという礼があることに言及している。続いて、

サレハ三国共ニ諸人ニモ塚アルベシト見ヘタリ、今田舎ノ諸宗ノ人骸ヲ埋テ土ヲカキアゲタル体是ナルベシ、サレハ仏法世法共ニ万民共ニ塚ヲ設ル義マズ勿論也、然トモ当流ハ皆火葬ニテ捨骨ヲ御本廟

ニ許入レ給上ハ別ニ人々塚アルヘキヤウモ無シ、無徳ノ身ナレハ自ラ律文ニモ叶ヒ又上下差別ノ世法礼儀ニモ応合ス、古来然ナル所ニ近來東西御両家共ニ志アル門徒ニハ御本廟ノ地ニ許シテ令_レ作_レ墓、
 豊_ニ埵石_ニ植_ニ松柏、田舎所々ニモ例准シテ往々為_レ之、頗ル本末ノ道ヲ乱リ徳否ノ分ヲ忘レタルニヤ、又其ヲ見テ事々敷誇ル人アリ是又還テ愚ナルベシ、既ニ許シ給テ在_レ之上ハ尤不_レ可_レ諉、況ヤタ、真俗ノ通儀タルヤ、不_レ可_レ存_ニ別心

と語っている。当時、田舎では遺体を埋葬して「土ヲカキアゲタル体」の塚がつけられていたが、真宗門徒は火葬であり本山納骨するから、このような塚は必要ないのだという。ところが、西大谷・東大谷廟所に門徒の墓をつくるのが許されてから、田舎でも例准してつくられるようになってきた。これは本末の道理を乱すものであるという。「埵石を豊み松柏を植える」とあるから、塚の上に丸石をいくつか置き、その上に墓上植樹する、という形態であった。こうした「墓」がつけられるようになったことが、問題とされているのである。

大谷派第三代講師である慧琳(一七一五〜一七八九)撰の『真宗帯佩記』(一七六四)では、葬処で勤行することが問題とされている。仏像もないところで何に対して拝むのか、という問であった。慧琳は「葬処ノ勤行ハ仏法ノ通式ナリ怪_ニ足_ニズ。葬処ニ於テ拝スルニ至テハ、当流ノ先輩ノ中ニ死骸ヲ拝スルノ説ヲタテ、コトノシク弁セラレタレトモ穩カナラサルカ。又一説ニ法界身ノ弥陀ヲ拝スルナリト。并ニコトヤウニ聞ユ。当流ノ正意没後ノ葬礼ヲ以テ肝要トスルニ非ス。」と述べて、

往生ノ沙汰ヲハ手ガケメセスシテ没後葬礼ノ助成扶持ノ一段ヲ当流ノ肝要トスルヤウニ談合スルニヨリテ祖師ノ御己証モアラハレス。

道俗男女往生浄土ノミチヲモシラス。世間浅近ノ無常講トカヤノヤウニ諸人オモヒナスコトコ、ロウキコトナリ。カツハ本師聖人ノオホセニイハク某親閉眼セハ加茂河ニイレテ魚ニアタフヘシト云云。コレスナハチカノ肉身ヲカロンシテ仏法ノ信心ヲ本トスヘキヨシヲアラシマシマスユヘナリ。コレヲ以テオモフニ、イヨツ喪葬ヲ一

大事トスヘキニ非ス。モトモ停止スヘシ
 という有名な『改邪鈔』の文を引用している。そして、当流においては仏法の信心を本としていて、葬送の勤行によって未来の昇沈が決まるというものではないといい、最後に「ソノ後ハタ、諸宗ノ通式ニ準シテ、葬処ニ至テ一家ノ作法ヲ以テ焼香勤行シテカヘルマデノ無味ナルガ一家ノ意ナリ。古老ノ鈔物ニ蓮如上人ノ仰ニ、今生死骸ノナコリナレハ正信偈一遍ヨミテサラバツトイフテカヘル意ナリ」トマコトニ今家ノココロエカクノコトクナルヘシ。」と結んでいる。「某親閉眼セハ加茂河ニイレテ魚ニアタフヘシト云云。」というのは、「無墓制」でなぜ墓をつくらないのかということの理由に村人が挙げるものであった。

葬処で勤行すべきかどうかの問題は、墓所で読経すべきかどうか、という問題に引継がれていく。堂衆として声明に詳しく宗史の研究を行ったり大谷本廟の輪番にもなった玄智(一七三四〜一七九四)は、『考信録』巻二(一七七四)で、

理準スルニ宗徒ノ如キハ祖宗父母師長等ノ恩所ノ墓ヘハ遺体ノアル

処ナレハ、タ、世間ノ報恩孝養ノ念ヲナシテ礼謁スヘシ。然ラスンハ孝子ノ情ニ非ルヘシ。殊林百十六・六受戒ノ人ノ父母叔伯等ノ亡靈ヲ礼スヘキ事ヲ明セリ。理マタ同シ但シ供花読経等ハ諸宗主ノ靈廟ニモソノ儀コレナキウヘハ末徒モ挙行スヘキニ非ス。(略)

大谷山ノ門下ノ諸墓ニ於テ、施主ノ請ニ応シテ輪番ノ僧參テ読経念仏セルコト、久シキ流例ナリシカ、安永元年壬辰二月、不肖輪番ノ時、此儀頗フル宗意ニ応セサルニ類シ、且ハ事務ノ妨ケトモナル故ニ、上書シテ向後墓所読経ノ式ヲ改メテ仏前ニテ行ン事ヲ乞シニ、四月二十三日所乞ノ如ク其言云。一於大谷納骨年忌并新塚等願之節、墓所之読経相願候者江者、訣能々申聞、御堂ニ而相勤候様可被相心得候。墓所読経之儀者、御宗意心得違之端ニ茂可相成哉ニ付、向後右之通取扱可被申候事。安永元年辰四月、竜谷山輪番中、長御殿書付ヲ以テ命セラレシヨリ旧儀廢セリ。墓所供花ノ事ハ別ニ命アリテ守塚人ノ売花ヲ禁セラル。

と記している。(22)ここでは「墓」というのは「遺体ノアル所ナレハ、タ、世間ノ報恩孝養ノ念ヲナシテ礼謁スヘ」きものであるが、墓前での供花・読経は宗意に合わないものであるとしている。「守塚人ノ売花」ということから、「塚」が墓参される「墓」として一般化している姿がよくわかるであろう。

真宗門徒は、いったい墓をつくってもよかったのであろうか、それともつくるべきでないとされていたのであろうか。『真宗護法篇』には識語に文化十四(一八一七)丁丑春二月周防真覚親道誌」とある「塚墓建不

第十三」という項があつて、賛否二説があるとしている。⁽²³⁾ ます塚墓は建

つべきでないという説で、今家においては火葬して遺骨を大谷に納骨するのが寺法となつている。人が死ぬと心は浄土あるいは餘所に生じるので、遺骨は蟬の抜殻のようなものにしかすぎない。これに心を寄せるべきでない。だから、火葬にしようとも水に流そうと(水葬)あるいは埋葬して野に捨てようとも、いずれでもよい。宗祖は、自分が死んだら鴨川に流せといわれたではないか。だから、

然ル則ハ塚墓何ニカセン。モシ塚墓ヲキツキテ。参リ拜スル者ハ。父母等墓下ニ在リト思フニヨル。是大ナル自力ナリ愚痴ナリ。スヘカラク墳墓ヲ除カシムベシ。又カリニモ墓ヲ立ツルハ土葬トスルニヨル。是自力ヲナスノ元タリ。故ニ火葬トナシテ。遺骨ヲ大谷ニオサメシムヘシ。乃寺法ニカナヒ。自力ノ執情ヲハナル。誰カコレヲ背カンヤ。

という説である。第二説は、墳墓を建てるか建てるべきでないかということとは、一概に定めることができないという。その理由は、火葬して大谷に遺骨を納めるのはよいが、

然ルニ定リタル火葬ノ場所アル所ハ。墓ニモ及ハストイヘトモ。所ニヨリ或ハ道ノカタハラ。或ハ田畠ノ端ニテ。火葬ニスルトキハ。ソノ骨ヲ捨ツヘキ所ナシ。ヤハリ道ノカタハラ。田地ノ中等ニ散ラシテ。人コレヲ足ニカケ犬コレニ尿スル等。マコトニ體骨狼藉タラバ諸人ノ誇リナカラシヤ。王法ノ咎メナカラシヤ。設ヒ一所ニ埋ミカクストモ。モシソノシルシ墓ナクンハ。人シラスシテホリイタサ

ン。

ということになるので、簡単には定められず、所と人によるのだという。犬等に掘り出されてもよいというならば、それは人倫の道を壊すものである。また、遺骨を大谷に納骨するのは孝慈の念よりするのであって、「モシ蟬脱皮ノ如クナラハ」どうして煩わしく祖廟に納めることがあるうか。公の学者などは、祖廟に納めるとき骨を仏前に置いて誦経すること、別に塚墓を建てること、また本山代々の墳墓が建てられて別当職が参詣すること、諸国に所々墓所あることなどに対して大きな声で罪過を責めている。こうしたことで善いのであろうか、と問を發している。「信心ノ領不領ハ墓等ニハヨラサルナリ」ということが、結局ここでの結論となつている。

さて、このようにながめてくると、十七世紀後半から祖廟周辺だけでなく地方にあつても石塔が建てられるようになり、それは死者を祀る対象としての「墓」の性格を帯びてきた。その中で、絶対他力の阿弥陀一仏信仰を標する真宗教義からして、墓所に供花・読経したり、墓下に父母などがいるかのように思つたりして礼拝の対象とすることは、真宗の宗意・宗風からしておかしい。世間一般に準じて墓を建てることは仕方ないという説もあつたが、反対に本山納骨するから墓は必要ないとする説もみられたのであつた。「無墓制」が真宗門徒の村に多かつたのは、こうした真宗の墓制観と教団・坊主の規制と関係していることは明らかであらう。

三 「無墓制」と中世真宗門徒

火葬で遺骨を放置してしまい石塔を建立しない、こうした「無墓制」は葬送・墓制研究の中で、どのように位置付けられるのであろうか。土井卓治氏は石塔を建てないことについて、庶民に石塔建立の風があったのを教義や坊主の指導によって強力に抑圧したものなのか、それとも石塔造立の習慣のない時代を伝えているものなのか、という問題提起をされている⁽²⁾。近世における本山納骨や石塔については前章でみたので、ここでは大谷本廟が成立する以前、つまり中世においてはどうかであったのか検討してみよう。

(一) 中世真宗門徒の納骨と骨堂

まず、中世真宗門徒が納骨を行っていたのかということであるが、『天文日記』⁽²⁵⁾に「取骨」ということがみえている。該当する記事を列挙すると、次の通りである。

(天文五年七月)

二日◇治部卿正闍坊息也従先日親父骨取あげ度よし被申候。唯今被上候間、置所なく候へども、先御堂へならべて置申候。時百疋あがり候。是ハ恆例なりと御堂衆申候。

(天文五年七月)

九日 ◇就実惠(願証寺前住)逝去之儀、兵衛督今朝齋取沙汰候。—— 従藤向百

疋来。取骨あがり候へども、おさめ所無之候間、先々御堂ニ取ておかれ候。

(天文十年九月)

十日 ▽◇自鹿苑院、法安寺地子銭之請取来。

△◇齋を瑞泉寺母、井波了如死去の志として、彼息中より被調之候。仍汁三、菜十一、菓子七種。坊中食之。—— △◇取骨令納堂、仍百疋来。

(天文十一年一月)

十一日 △◇同取骨ハ朝勤過テ也。時者卯刻云々。

(天文十一年十月)

十一日 △◇為齋超勝寺実今日相当顯于百ヶ日之志、息刑部卿実照調備之也。

—— ◇取骨収之。

(天文十八年八月)

廿二日 ◇為齋於丹後法眼心勝同死去之志、松千世調之。仍汁三、菜十一、菓子七種也。—— ◇志者予千疋、内陣一家衆二百疋ヅ、惣一家ニハ五十疋ヅ、坊主衆ハ式十疋ヅ、也。

◇取骨淨照坊収之。礼百疋此方へ来。

(天文二十一年三月)

五日 ◇山門西塔院へ——(略)

◇為齋於瑞泉寺親修誓坊卒去之志、調備之也。—— ◇日中之時取骨納之。

(天文二十三年六月)

卅日 ◇為齋於本善寺証祐逝去之志、——◇取骨納之。

最初に掲げた天文五年七月二日の記事は、同年三月二十一日に正關坊が死去しており、百ヵ日ということで息が父親の骨を納骨しようとしたものである。当時は石山本願寺が本山であった。ところが、置き所がなく御堂に並べられたという。同じ月の九日の記事にも同様な事が述べられている。しかし、天文十年九月の井波瑞泉寺了如の骨は「取骨令納堂」とあって、困った様子はない。以後、「取骨収之」などと記されている。この記事からだけすれば、具体的なことはわからないが天文五年から天文十年の間に、何等かの遺骨を納め安置する堂などができたというのであろうか。ただ注意すべきは、納骨者が瑞泉寺・超勝寺・丹後法眼心勝・本善寺というように、一家衆寺院をはじめ一部の有力僧侶や下間などの家臣に限られていたことである。一般門徒の納骨に関する記事は出てこない。⁽²⁶⁾

蓮如・実如・証如という、一四〇〇年代あるいは一五〇〇年代における真宗門徒が、納骨していたかどうかは不明である。「無墓制」の報告にあった「納骨するから墓はない」という「納骨」は近世の大谷本廟成立以後のことであった。考えてみれば、蓮如の頃から本山は大谷祖廟・吉崎・山科・石山・鷲森というように転々としていた。一向一揆も起きている。したがって、門徒が本山納骨できるような状況でなく体制も整っていなかったであろう。とすれば、遺骨は放置するか埋葬して墓上植樹する程度でしかなかった。あるいは、他の霊場といわれるところへ納骨していたかも知れない。

中世真宗門徒の納骨や墓制についてはわからないが、石山本願寺にお

いて限られた階層の僧侶やその一族の者達にしても、納骨儀礼が行われて遺骨を納める所があったことは着目すべき点であろう。骨は御影堂下に納められたかも知れないが、あるいは「骨堂」とよばれるような堂であったかも知れない。というのは、東本願寺の場合、東山に廟所が設けられる前には境内の西南に歴代の御骨を納めた祖廟が存在していた⁽²⁷⁾、仏光寺では慶長十二年（一六〇七）の仏光寺影堂奉加帳に「影堂骨堂、仏供所悉く破壊す」とある⁽²⁸⁾。永正三年（一五〇六）に没した蓮如の弟子願正の墓は現在山形県天童市高嶺にあって、「清池の骨堂」とよばれている。また、天正九年に没した熊坂専修寺真智の墓は納骨塔形式であった。近世真宗墓地の石塔墓碑銘には骨塔・骨墓とあったり、わざわざ「骨堂」とあるものまであった。滋賀県安曇川の真宗勝専寺境内には、正面に「南無不可思議光如来」（塔身）・「灰墳墓」（台座）と陰刻された一基の石塔を安置する骨堂がある⁽²⁹⁾。このように真宗には「骨堂」とよばれるものが残っているが、これは中世納骨儀礼にみられる「骨堂」の流れを汲むものである。「骨堂」とは「納骨堂」のことであろうが、古くは「御骨御堂」⁽³⁰⁾かも知れない。元亨三年（一三三三）の金沢称名寺絵図には骨堂が描かれている。骨堂に関する研究と報告では、新潟県蓮華峰寺の骨堂、奈良市中町大神家の骨堂、奈良市般若寺町の骨堂、同西大寺奥院の骨堂、新潟県中蒲原郡村松町正円寺の歯骨堂などがある⁽³¹⁾。称名寺絵図のものは東端に、三基の五輪塔らしきものと卒塔婆の立ち並ぶ中に描かれている。蓮華峰寺のものは、「小比叡山手鑑」（宝暦十一年、一七六一）

に「一、骨堂 武間四方ノ此者飛駄之工立候」とあって、埋納穴周辺部からの出土品などから室町時代後半から納骨習俗が始まったのではないかとされている。大神家骨堂は、小堂（覆屋）は消滅してしまっているが、『大神家家譜』には「八尺四方ノ堂」と記載されているという。堂内中央に永祿七年（一五六四）の紀年銘を有する五輪塔が置かれ、これについて同家譜の六代源政定のところに「永祿七年甲子三月五日之夜 我が夢中ニ父道西ノ靈形出現而 父母之石塔建立イタスベキ旨靈言ス依レ之則堂内収骨之上ニ五輪塔ヲ建立而」とある。寛永十八巳十月十二日寂の八代源長政には「尤^別立火葬ニテ遺骨ハ骨堂ニ収 依テ石塔ハ別在之」とあって、石塔を別に建立しだしていることは興味深い。西大寺奥院の骨堂は、約七尺四方の堂で、内部には五輪塔の台座が残っている。歯や骨を納めた小さな木製五輪小塔を格子に打ち付けたもので、墨書銘に永正・大永・天文・永祿・天正・文祿・慶長・元和の年号があった。新潟県中蒲原郡の正円寺歯骨堂は、板碑・蔵骨器の発見された旧所在地（通称大御堂）にあったらしく、中世、大御堂山・山王山を中心に、盛んに造塔・納骨が行われていたという。このような骨堂は、高野山や善光寺・熊野などが中世において霊場化して納骨されるようになる、地方の寺院も同様な性格を帯びて霊場化し、納骨するために作られた堂であった。中世における高野山奥之院近くには、発掘調査によって納骨堂またはそれに類する施設が存在したと予測されている⁽³²⁾。

高野山の骨堂については、『野山名霊集』（宝暦二年刊・一七五二）巻第三に「骨堂 諸人の遺骨をおさむる所、八角宝形の堂なり、今の堂は

播州姫路松下河内守元綱朝臣の建立なり」とあり、『紀伊国名所図会』巻之六には、「骨堂 御廟の右、壇下にあり。八角造の堂なり。今ある所は、元和中松下河内守元綱朝臣の造立なり。天下の縞素、その遺骨を所々の靈区に置くといへども、此堂にをさむる事尤多きは、古くよりの例にして⁽³⁴⁾」とある。近世初期に再建された骨堂であった。

このように骨堂をみると、石山本願寺の中にもこうした性格の堂があったと推定してもよからう。さらにいえば、本願寺は骨堂にみられる中世納骨儀礼を取り込み、近世になると東山に廟所を構えて新しく近世的な納骨制度を作り展開させたのであった。

(二) 中世の真宗門徒と石塔

中世における真宗門徒の間では、石塔は造立されていたのであろうか。鎌倉時代の極末期から南北朝にかけての人物で長泉寺別当孤山隠士による『愚闍記』⁽³⁵⁾は、当時の念仏衆達の姿を記している。

次ニ為三人追善、率都婆ヲ不ト可立教化ス、夫率都婆者地水火風空ノ為ニ五躰ニ大日如来ノ三摩耶形也、三摩耶形ト梵語也、標識ト翻ス、其平等ノ本誓ヲ顕ス形也、又宝篋印塔ハ如来ノ全身聚集ノ形像也、去者功德ノ中ノ最尊上ノ善根也、法華経曰、童子ノ戯ニ砂ヲ聚メ塔ト成セル既ニ成仏ヲ為ルト因ト説リ、況ンヤ木石ノ塔婆不ルニ其ノ功力空ラ一哉、

五輪塔は地水火風空で大日如来、空篋印塔は如来の全身を聚集した姿を表し、これを造立することは最上の善根である。木石塔婆を立てるのである功徳があるのに、どうして、念仏衆は卒塔婆を立つべからずと教化し

ているのか、という問である。これに対して『愚問答返札』⁽³⁶⁾では、次のように答えている。

次ニ死人追善ニ必率塔婆ヲ可レ立ト云事、一往シカナリ、ツラノ正教ヲ聞ニ、率都婆ト云ハ是大日如来ノ分身、満月世尊ノ垂シヤク也、慧風アヲク時ハ、早ク暗暝ノ霧ヲ払ヒ、法水ヲソ、ク所ニ忽ニ煩惱ノ垢ヲス、ク者也、何ニ況ヤ、建立センモノ滅罪生善ノ益無疑、謁仰ノ輩ラ、転禍具福ノ徳究リナシ、爰ヲ以テ諸経ノ論ノ中ニ広ク讚シテ、偏ニ此ノ理ヲ明ス処也、此理不_レ知ニハ非ス、去レトモ而モ宗義各別也、依テ強_ニ依用セサル処也、自宗之内ニ於テ、先ツ学ノ者ノワ同ク受ト雖異義蘭菊也、然ニ当流相伝ノ心ハ、率都婆ノ造立ヲ好マス、其故ハ彼都婆ハ大日遍照ノ覺体五智五仏ノ表カ、然ニ此宗ノ阿弥陀仏ハ般舟三昧経ニ言ク、三世諸仏依念仏三昧成等正覚ト宣リ、三世ノ諸仏皆念_ニ弥陀_一故ニ成仏スト見得タリ、其外十方ノアラユル所ノ諸仏菩薩皆無量寿仏ノ所開ノ分身ニ不_レ非ト云事無シ、率都婆ノ功德モ尤トモ何ソ惣ノ万徳所帰ノ名号ヲ唱テ、亡者ノ増進証果ヲ不_レ祈、一徳ノ率都婆ヲ造立センヤ、シツシテ称名ヲ傍ニセバ、豈流ヲクンテ源ヲ不_レ知ニ異ランヤ、是率都婆ヲ謗ルニ非ス、満徳ノ根源ヲ知リテ分流ヲコトセバ、屋舎ヲ執シテ一中ヲ不_レ取者也、但シ称名功德除罪障存亡利益難思議ト説、追善ナレハ名号ノ外他事ヲマシエス、此義重テ難アラハ具答ヲ加エヘシ。

長い引用となったが、率都婆を立てる功德はもつともであるが、「宗義各別」であつて真宗にあつては「率都婆ノ造立ヲ好マ」ない。阿弥陀

仏・名号は「満徳ノ根源」であつて、死者の追善供養や滅罪生善のために「一徳ノ率都婆ヲ造立」する必要はないと語っている。木製であれ石塔であれ、率都婆が死者に対する追善供養塔であつたところに、他力信仰から追善とか供養ということに異なつた考えを持っていた真宗教義から率都婆・石塔は否定すべきものであつた。このような真宗の率都婆・石塔に対する否定は、高田専修寺派十世真慧の法嗣であつた真智（一五〇四〜一五八五）の『愚問賢答記』⁽³⁷⁾にもみえる。

五輪率都婆之事

西林房ノ義云、五輪ハ大日如来也、大日ノ五智ハ因分ノ五智也、於ニ一流ニ不可及造立ニ也云、此事思カタシ、既ニ関東ノ本寺ニ造立アルウヘハ、末流ニ造立スマシキコト、子細アルヘキ事カ、如何、又率都婆ノ事墓シルシノ為トテ、檀那情_ヲ黙止シカタキニツキテ、念仏并ニ三経ノ要文ナト書テ、亡者ノ墓ニ立ヘキ事如何、賢答云、相伝云、前ノ位牌ノ義ニ准スヘシ、但シ智照ノ大日弥陀ノ二仏ニツイテ、因分果分ノ旨ヲ立ル、是私ノ義ニアラス、（以下略）

ここには「率都婆ノ事墓シルシノ為トテ」とあるように、率都婆が死者に対する供養塔でなく墓標としての意味になってきていることが看取できよう。石塔が供養塔から墓塔となつてくるのであつた。蓮如の墓は「二十七日遺骨を収む、某日墳を築いて山科の原に瘞め、松を樹て記となす」とあるように墓上植樹⁽³⁸⁾の形態であつたが、こうした墓上に石塔（墓塔）を建てないことは、本願寺第十二代准如までそうであつた。また、先に触れた英賀本徳寺歴代廟所の墓は、塀によつて囲まれた内部を

みてみると正方形に切石で区画されているのみで石塔が建っていない。歴代住職は代々夢前川の河川敷のサンマイで火葬にされると拾骨された骨がここに埋葬されるのみである。門徒が周りに墓塔を建てて行く中にあって、歴代住職家は墓としての石塔を拒否してきたのであった。

蓮如は『御文』で「いはいそとばをたつるは、輪廻するものとすること也」とも語っている。真宗が広まるのは蓮如以降の十五世紀中頃からであったが、この時代は石塔が供養塔から墓塔に性格を変化して、庶民階層まで盛んに造立された時であったと思われる。その中で、真宗は教義的に供養塔であれ、墓塔であれ、石塔を否定し、こうした石塔輕視観は近世を通じて今日に至っているのである。もちろん、真宗門徒の中には他と同じ様に遺体や遺骨の埋葬上に石塔(墓塔)を建てるところも多かった。しかし、火葬したあと遺骨を放置したままで石塔も建立しないとするところもあったのである。これが「無墓制」ではないのか。

『參州一向宗乱記』には「去は、一向宗の風格は、手の舞、足の踏事も、皆是報仏応化の妙用にして、自力にあらず、しからしむるは、不可思議光如来御はからひ也と解して、墳墓を築く事をせず、其寺を先祖の廟堂として、雑行雑修の心を打捨て、一心一向に、身命を阿弥陀如来に抛の宗門也。」とあるが、中世真宗門徒の墓制観を端的に表現しているものである。真宗は石塔・墓塔は否定したが、納骨儀礼は認めていった。そして、近世教団体制の確立する段階で、中世納骨儀礼を近世的な形で継承したのであった。つまり、「無墓制」は石塔造立が社会的に一般化してくるなかであって、石塔造立の習慣のなかった時代を伝えているものである。

る。そして、この「無墓制」を今日まで伝承させてきたのは、石塔を否定して納骨儀礼を選択した真宗の墓制観であった。

おわりに

「無墓制」という語をどうしたらよいのであろうか。ここまで、他に適当な用語がなかったので、わざわざ括弧付で仮に用いてきた。一応の定義らしきことと問題点を指摘してみたが、これで全て解決されたとは考えていない。もともと「無墓制」という語は、「両墓制」や「単墓制」に対するものではなく、「墓」に対するものである。民俗学の墓制研究者によって「両墓制」の概念が異なっており、「墓」そのものの解釈や定義も曖昧なところに、さらに「無墓制」が用いられるようになるという層の混乱を生ずることになるのかも知れない。

最後に、残された課題についていまい少し述べておこう。一ノ谷遺跡の発掘をはじめとして、このところ中世墳墓の具体的姿がわかりつつある。そして、中世においてかなり火葬が行われていたことも判明してきているが、遺骨はどのようにされたのであろうか。一部の骨は拾骨されて霊場や寺院などに納骨されたであろうが、残りの骨は遺棄していたのか。もしそうだとすれば、「無墓制」にみられた火葬で遺骨放置という習慣は、何も真宗だけに限られるものではないことになる。真宗が全国的に浸透したのが十五世紀半以降であるので、それ以前の姿が真宗という中に伝承されてきたのであって、必ずしも「無墓制」が真宗特有のものでな

かったことになる。有名な「摂津尼崎墓所塚」には社会階層による葬法の違いがみられるが、下層のものは拾骨もされていない。こうした社会階層と宗派による葬法・墓制の違いも今後検討されねばならないであろう。

註

- (1) 土井卓治「葬りの源流」(『日本民俗文化大系』2・昭和五十八年・小学館・三〇五〜三〇八頁)。
- (2) 橋本鉄男「ムシロツケノ溜―真宗門徒火葬習俗覚書―」(『岡山民俗』創立三十周年記念特集号・昭和五十四年)。
- (3) 村瀬正章「墓のない家がある」(『地方史研究』一四卷六号・昭和三十一年)。
- (4) 児玉識「真宗地帯の風習―渡りの宗教生活を探る―」(『日本宗教の歴史と民俗』昭和五十一年・隆文館)。同「近世真宗の展開過程」第四章第四節「真宗門徒の信仰生活」・昭和五十一年・吉川弘文館。同「周防大島の『かんまん宗』(＝真宗)とその系譜」(『瀬戸内海地域の宗教と文化』・昭和五十一年・雄山閣)。同「浄土真宗と民俗」(『歴史公論』五二―三・昭和五十五年)。
- (5) 滋賀県近江八幡市沖ノ島・北元町・玉木町・南津田は橋本および児玉前掲論文。福井県三方郡三方町佐古・田名は本林靖久「無墓制にみる真宗門徒の行動様式」(大谷大学哲学会『哲学論集』第三二六号・一九八九)。石川県尾口村・白峰村は天野武「白山麓の墓制」(『日本民俗学』九二・一九七四)。その他は、筆者調査等による。
- (6) 森岡清美「墓のない家―墓制の側面―」(『社会と伝承』九一・昭和四十年)、後に改題して同『真宗教団における家の構造』(一九八七年・御茶の水書房)に収載。
- (7) 田中久夫「新谷尚紀氏の報告に対する意見」(『日本民俗学』一五七・一五八・昭和六十年)。
- (8) 新谷尚紀「両墓制について」(『日本民俗学』一五七・一五八・昭和六十年)。

- (9) 松崎憲三『巡りのフォークロア』・一九八五・名著出版・一六三頁。同「真宗地域の民俗」(『民俗フォーラム』創刊号・国立歴史民俗博物館民俗研究部・一九八五)。
- (10) 大桑斉「墓・寺・先祖」(日本村落史講座七『生活』近世』・平成二年・雄山閣出版)。
- (11) この点については、最近勝田至氏が「中世民衆の葬制と死穢―特に死体遺棄について―」(『史林』70―3)の中で鋭い分析をしている。中世前期の説話集には、死体を「棄つ」という表現がよく出てくるが、これには第一群の「葬スル」「葬送(スル)」と第二群の「取り棄ツ」「棄ツ」「棄置ク」および「置ク」等があり、死体遺棄または風葬にあたるのは第二群だという。そして、死体遺棄の対象となる死者は「社会の周縁的存在あるいは弱者が遺棄の対象になって」おり、同氏は「風葬↓共同墓地への簡単な土葬↓両墓制というコースを設定したい」と述べている。
- (12) 田中久夫「浄土教と墓制」(『月刊歴史教育』二六・昭和五十五年)、後に同氏著『仏教民俗と祖先祭祀』・一九八六・永田文昌堂に収載。
- (13) 『真宗史料集成』第八卷・五〇三頁。
- (14) 細川行信『大谷祖廟史』・昭和六十年再版・真宗大谷派宗務所出版部・二五〇頁参照。
- (15) 『真宗史料集成』第九卷・六一二頁。
- (16) 『真宗史料集成』第九卷・七二二頁。
- (17) 筆者調査と本徳寺資料による。
- (18) 『真宗史料集成』第九卷・七五〇頁。
- (19) 拙稿「真宗の民俗性と反民俗性―位牌と御影にみる祖先崇拜観―」(『同朋学園佛教文化研究所紀要』第五号・一九八三)。
- (20) 『真宗史料集成』第八卷・二五七頁。
- (21) 『真宗史料集成』第九卷・七〇三頁。
- (22) 『真宗史料集成』第九卷・四七八〜四七九頁。
- (23) 『真宗全書』五五卷・三二八〜三三〇頁。
- (24) 註(1)に同じ。
- (25) 『真宗史料集成』第三卷。
- (26) 遠藤一「臨終・葬送・納骨―戦国期真宗における死の作法と浄土の実質的展開」(龍谷大学『大学院紀要』人文科学 第九集 一九八八)では、「す

でに戦国期真宗においては、本願寺の御堂(この時期、阿弥陀堂は未再建)へ納骨することが一般的な習慣として成立していたことを示すものと考へうる。」と述べている。

(27) 細川前掲書 一九五頁。

(28) 森岡清美「真宗本山と山内院家―近世仏光寺教団の本末関係―」(同氏著『真宗教団における家の構造』所収・七三頁)。

(29) 『琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書』四・三八六〜三八七頁。

(30) 西口順子「女の力」第二章「骨のゆくえ」・一九八七・平凡社。

(31) 『佐渡国蓮華峰寺骨堂修理工事報告書』昭和五十九年・第一法規出版。

伊藤久嗣「中世納骨堂の一形態―奈良市中町大神家骨堂」(『帝塚山考古学』一・一九六八)。「西大寺奥院骨堂調査概要」(『奈良国立文化財研究所年報』一九六五)。

中野豈任「忘れられた霊場」四八頁・一九八八・平凡社。

(32) 『高野山発掘調査報告書』一九八二・元興寺文化財研究所。

(33) 日野西真定編集解説『野山名霊集』昭和五十四年・名著出版 一二二頁。

(34) 『紀伊国名所図会』三巻・歴史図書社。

(35) 『真宗史料集成』第四巻・七二〇頁。

(36) 『真宗史料集成』第四巻・七二九〜七三〇頁。

(37) 『真宗史料集成』第四巻・四五頁。

(38) 佐々木孝正「墓上植樹と真宗」(『大谷字報』五九―一三・一九七九)。

(39) 日本思想体系「蓮如一向一揆」・二八八頁。

「無墓制」関係地帯の報告概要

1 山口県大島郡大島町笠佐島

2 同 光市五軒屋

笠佐島には現在でも墓がまったくなく、死者はいずれも火葬に付したあと骨の一部を西本願寺の京都大谷本廟に納骨するだけで、他の大部分の骨はそのまま野ざらしにされる。骨に対する執着心はまったくなく、骨を薬として飲む風習が五・六十年前まで広く行われていたという。各家々には位牌・過去帳・神棚等はまったくなく、また日柄・方角等のタブーもない。

(児玉識「周防大島の『かんまん宗』(真宗)とその系譜」)

周防室積に五軒屋と呼ばれる集落があるが、ここにもまた墓がない。現在二十軒の家があり、真宗長安寺または明楽寺の門徒で、火葬した骨は西本願寺へ納骨する分を一握り取るだけで、あとはそのまま放置する。位牌・神棚はなく、迷信も少ない。

3 鳥取県東伯郡羽合町上浅津・下浅津

両地区とも真宗香宝寺檀家で、真宗信仰が強い。この地区の家はいずれも墓がなかった。死者が出ると東郷湖岸辺に作られたヒヤ(焼き場)で火葬に付し、骨の一部を本山西本願寺大谷本廟へ納骨するために取っておくだけで、他は全部湖中へ投棄していた。現在は寺内に納骨堂を作り納めている。したがって、各家々には最近まで語り墓もなければ埋め墓もなく、盆や彼岸に墓へ参るといふ風習は全くなかった。位牌・過去帳もない。

4 岡山県和气郡日生町頭島 (児玉識「真宗地帯の風習」)

以前は遺骨は全て京都大谷に納め、家には位牌も置かず盆の祭りもしなかった。近い年代まで、いわゆる石塔の「お墓」を建てるのがなかった。

(橋本鉄男「ムシロツケノ溜」中で三浦秀有氏の話を紹介)

5 兵庫県姫路市飾磨区今在家

飾磨区今在家の善宗寺門徒は火葬であるが、最近まで石塔を建てる習慣がなく、「墓がなかった」という。

6 兵庫県姫路市保城 (蒲池)

兵庫県多紀郡篠山町泉

兵庫県姫路市に流れ込む市川の流域も墓石を建立せぬ村がもとは多かったのである。浄土宗の村、姫路市保城もそのような村の一つである。また、同県多紀郡篠山町泉でも埋葬地はもちろんどこにも墓石を建立しない。――なお、この付近の多くの村々は曹洞宗で両墓制のところであることを付言しておきたい。

8 大阪府河内長野市旧高向村滝畑 (田中久夫「浄土教と墓制」)

滝畑では明治六・七年ごろまで火葬を行っており、焼骨はみな掻き捨ててしまったという。茶毘の前に両鬢の毛髪を切りとって左の鬢は高野山に納め、右の鬢は内墓に埋めたという。

9 滋賀県神崎郡能登川町伊庭 (宮本常「河内国滝畑左近熊太翁旧事談」)

妙楽寺門徒には墓がない。火葬すると境内にある納骨堂に納めるほかは、

全て西大谷へ本山納骨する。八月十五・十六日に盂盆会・総納骨追悼法要があるが、これに先立って八月十一・十二日に各家の絵系図を持参して寺に参詣する「絵系図まいり」がある。なお、村中の浄土宗檀家は寺院境内に石塔を建立している。

10 滋賀県神崎郡永源寺町甲津畑

一六五世帯、六一〇人、総農家二二〇戸。従来、埋葬地は祀りの対象と考えられず、墓をつくり参るといふ風習はみられなかった。

(志水宏行「滋賀県の宗教環境にかんする覚え書き」『大谷字報』六五―二・一九八五)

11 滋賀県近江八幡市沖ノ島・北元町・玉木町・南津田

沖ノ島では、はつきりと火葬で墓を立てない習俗をつい最近まで伝えていた。西福寺・願証寺は、いずれも真宗本願寺派である。コツヒロイに箸渡しなどはせず、胴骨は銘々の持山に埋めるが、頭の骨はオコツオサメといって、何年かして西大谷に納めるまで家の仏壇に祀っておく。焼き残りの骨灰は、周囲の山林に捨てて始末する。胴骨を埋める持山を俗にハカと呼んでいるが、小さい五輪塔がいくらか散在するはかは、塚らしいものはない。いわゆる墓らしい形跡はないのである。

(橋本鉄男「ムシロツケノ溜」北元町の西本願寺八幡別院や玉木町蓮正寺の檀家の半数以上は現在も墓を持っていない。墓を持っている家でも粗末であるし、墓詣りの風習もあまりないようである。

(兄玉識「真宗地帯の風習」南津田については、志水宏行氏が「滋賀県の宗教環境にかんする覚え書き」で掲げている。真宗大谷派寺院二カ寺、仏光寺派一カ寺があり、神棚をもたない家が多い。

12 滋賀県伊香郡西浅井町塩津浜

塩津浜では、埋葬地には木の墓標だけでよく、墓石を立てるものではないという。そして、早く遺体は腐る方がよい。穴堀の人たちは、これは誰それの手、これは足などと「オモシロヤ」に掘っていたという。出てきた骨は、後に一緒に埋められる。

13 滋賀県高島郡安曇川町横江・今在家・北舟木

横江は村内に位置する天台寺院(無住)の檀家一八戸は境内に墓をもつが、村外の真宗寺院の門徒二〇戸の場合は、埋葬後、埋葬地をかえりみることもなく、また詣り墓もつくりたくない。

(志水宏行「滋賀県の宗教環境にかんする覚え書き」今在家は、真宗門徒七〇戸、天台宗檀家二〇戸。現在は土葬で共同墓地をサンマイといっている。天台宗の檀家は寺の境内地に石塔を立てる両墓制である。サンマイは家別の区別もなく、順送りに掘返しの埋葬で、当座は木の墓じしを置くが、数年もたれば朽ちてしまつて誰のものともわからない。つまり、真宗の方は石塔も立てないので忘却されることになる。

北舟木は土葬であるが、戦前までは墓じしだけで石塔はなかつたようである。また、移転のためにサンマイ(埋葬地)を掘りかえすと、大量の骨灰と骨灰が出土し、明治の初期まで火葬であつたらしい。

14 滋賀県高島郡今津町天増川

天増川の七五%が真宗浄慶寺の門徒で、遺骸を焼き場で火葬に付した後、一周忌などに西大谷へ納骨している。したがって、墓碑を作らないのが原則で、天増川の上流にかつて存した村々も同様な風習であつたという。これに対して、村人の二五%は曹洞宗宝泉寺檀家で、村内有力一族であつた山本氏一族であつた。山本氏一族は墓碑建立をしていた。

(滋賀県民俗学会『湖東・湖西の山村生活』)

15 滋賀県犬上郡多賀町大君ヶ畑

大君ヶ畑では、村山の野天のヤキバで火葬にする。翌朝、ハイソウウといって骨上げをおこない、その後ハイソウツトメといって寺の住職や葬いに世話になつた人々を招待する。そして、それが済んで重親類で寺へ詣るのをハイソウマイリといっている。この村は墓をたてないので、オコツは本山にオコツオサメするだけである。古老たちの話では、この村は惟喬親王にお墓をたてずじまいだったので、村人も遠慮することになつた、という伝承がある。

(橋本鉄男「ムシロツケノ溜」)

16 滋賀県犬上郡多賀町萱原

萱原には、真言宗の寺と臨済宗の寺の二カ寺がある。両墓制がみられるが、墓石で一番古いのは昭和十四年銘のもので、大正頃は共同墓地に埋めつばなしにしていた。基本的には墓石を建立し祀る風習を持つことのない村であり、その上、埋葬地へも近寄ることのない村であつた。

(田中久夫「浄土教と墓制」)

17 滋賀県米原町樽ヶ畑・磯

樽ヶ畑では、火葬をして本山に納骨するので、家には戒名を書いたお札を仏壇に納めるだけで墓はない。その理由として「惟喬親王の系統なので、その印の字を書いたものを残しておくといふので墓をつくらぬのだ」という伝承がある。

(滋賀民俗学会『米原町樽ヶ畑の民俗』)
磯では現在火葬単墓制であるが、昔は火葬骨を一〜三年忌のときに本山へ納めるのみで、村中には墓地がなかった。字ヒガシラに火葬場があり、ここで火葬して本山へコッオサメをするのが普通で、いわば無墓制地区であった。

18 滋賀県坂田郡伊吹町甲津原

甲津原では「落人が隠れ込んで素性がわかる」というので墓をつくらぬのだという。寺側の教化によってつくりたくないのではない、と村人はいう。主戸真宗大谷派の行徳寺門徒。寺の門前に五輪塔や宝篋院塔の残欠、あるいは石仏などが、二十から三十体ほど集められているが、これは散在していたものを寄せたのだという。火葬場はサンマイといい、昔から火葬という火葬にして拾骨すると、残りの骨は灰と一緒に縁に放り上げておく。一年に二〜三人は亡くなるので骨がだんだんたまっていく。小さい頃、腕の骨などが転がっていると放り投げたものだといふ。拾骨は、歯・頭骨の一部を拾骨した。麻の木の箸で拾って、小さな骨壺にいれる。そして、三年忌ごろまで仏壇にいれておき、本山へ納骨する。位牌は、短冊型の法名軸といふ。

(蒲池)

19 滋賀県坂田郡伊吹町寺林

寺林では昭和五十五年までは、ほとんどの家は墓をもたず、墓参りの風習もなかった。真宗大谷派寺院一ヶ寺。現在は家ごとに区画された共同墓地を所有している。

20 滋賀県蒲生郡日野町鎌掛

真宗本願寺派寺院2、真宗大谷派寺院1、臨濟宗妙心寺派寺院1。大谷派と臨濟宗(無住)の寺院は境内に墓地を持つが、本願寺派の寺院には墓地がなく、門徒の多くは墓をつくらぬ。

(志水宏行「滋賀県の宗教環境にかんする覚え書き」)

21 滋賀県蒲生郡蒲生町桜川東・西

桜川東には本願寺派寺院1、西には真宗大谷派寺院1がある。両村は土葬が主である町内において、唯一火葬を採用している村であり、野焼の火葬場

を共有している。村人は、お盆に所屬寺院へ参ることを「墓参り」と称する。

22 滋賀県東浅井郡びわ町南浜

ここには今でも在所の内にサンマイ(火葬場)がある。一方姉川沿いの堤の下に新規の墓地が設けられ、真新しい石塔ばかりが並んでいた。火葬は明治以前から続いてきたようで、どうもつい最近まで墓はたてなかつたものらしい。この辺りは長浜在といひ、真宗勢力のきわめて強い所である。

23 滋賀県滋賀郡志賀町北小松

現在土葬でシャンマ(三昧)は埋葬地になっているが、それは明治の初期に火葬が禁止されたからのものであり、それ以前はそこがヤキバであったといふ。一部の禅宗の檀家は別として、大部分の真宗門徒は墓はなかつたといふことを聞いた。因みにここは古い漁師や石工の村である。

24 三重県阿山郡大山田村下阿波

正覚寺(真宗本願寺派)と神幢寺(臨濟宗)がある。宗派にかかわらず土葬であるが、正覚寺檀家は、埋葬翌日にハイソマイリをして寺へ骨(遺髪)を納めると、以後埋葬地へ行かない。これに対して神幢寺檀家は、ハイソマイリ以後も埋葬地へ墓参する。また、神幢寺境内には詣り墓の石塔が建立されているが、正覚寺には総檀家の納骨塔はあつても先祖代々の墓と称すべき設備はない。そこで、盆・彼岸・永代経の追善供養はいつでも直ちに本堂へ上がって、本尊の前でなされる。ここに村瀬氏というところの無墓制があらわになるのである。無墓制というのが妥当でないといふれば、本堂が正覚寺檀家にとって「集合詣り墓」の意味をもっているとしなければならぬ。

(森岡清美「真宗門徒における『無墓制』」)

25 愛知県碧南市大浜・棚尾

大浜・棚尾地区では、二二九軒中、五七・九%にあたる七二二軒の家に墓がない。墓のない家を宗旨との関係で見ると、浄土真宗が六〇〇、浄土宗が四七、禅宗が一八、真言宗が一一となり、圧倒的に浄土真宗の家に墓がない。遺骨は京都の本山に納めるほか、仏壇に納めたり檀那寺に納める。なぜ墓がないかの理由には、「必要がないから」「真宗であるから」「土地・金がないから」「昔からないから」と答えている。

26 愛知県岩倉市川井町

(村瀬正章「墓のない家がある」)

村の中には、真宗光禅寺と曹洞宗の大昌寺があり、八割が門徒、二割が禅宗檀家である。門徒以外のものは西バカへ土葬したが、門徒は東バカで火葬した。大谷納骨のためオシャリサンだけ拾骨したが、残りは灰と一緒に放置していたという。そうすることが「たてまえだ」といい、「開山聖人のおそへへ行けばいい」と聞いた。したがって、昭和四十七年の土地改良事業まで、門徒には石塔がなかった。位牌はある。

27 愛知県一宮市千秋町浅野羽根・小山

(蒲池)

羽根の戸数は昔は百戸であった。村は禅宗檀家が二軒ある他は全て門徒、村の中の円林寺と浅井の正宝寺とに属している。禅宗の家は墓をつくり、また門徒でも一・二軒は墓をつくったが、ほとんどの家では墓がなかった。焼き場はあったが、そこで火葬にすると骨は焼き場の横に山にして放置していたという。二十年程前のこと。小山でも同様であったという。

28 岐阜県岐阜市加納新町

(蒲池)

真宗の専福寺門徒は火葬であるが、今でも墓がない。なぜ墓がないかの理由に、住職は「殿様がお越しになったときに目障りだから」と答えた。納骨堂を新しく作っている。

29 岐阜県揖斐郡旧徳山村

(蒲池)

塚・櫛原・戸入地区は火葬で墓がなかった。戸入の場合、火葬場はサンマイと呼ばれ石組のヒヤがあったが、もえがわるいということで土を五〇センチメートル程掘り火葬していた。傍らに松の木が一本あり、死花が置かれたことから「死ぬと松の木にいくでな」といわれた。骨は本山納骨のために一部拾骨したが、残りは寄せて放置していた。戸入は全戸専念寺(真宗誠照寺派)門徒である。しかし、同じ真宗門徒でも門入地区の門徒(西福寺)は土葬であり、村入り口の川原に埋葬して上に川原石と塔婆が立てられていた。また、本郷地区は門入と同じく川原に土葬していたが、増徳寺の禅宗檀家は寺裏に詣り墓を持つ両墓制であった。

(大牧富士夫「美濃徳山村の葬墓制について」・蒲池)

30 岐阜県揖斐郡坂内村広瀬
同 揖斐郡藤橋村

坂内村の坂本の本照寺寺門徒、伝明寺門徒、広瀬の妙輪寺門徒、友徳寺門徒

徒には墓がない。火葬である。しかし、明治以降に納骨塔が作られた。盆の八月十四日に裏盆会が勤まり、この時に門徒は遺骨を持ち寄って親鸞絵像の前に安置して読経する。そして、納骨塔に入れられる。妙輪寺門徒には位牌もない。村内の禅宗檀家は株ごとに墓を持っている。藤橋村や久瀬村にも墓がないという。

(松久嘉枝「岐阜県揖斐郡坂内村の墓制」・蒲池)

32 福井県三方郡三方町佐古・田名

佐古は全戸が真宗本願寺派常徳寺の門徒。サンマイで茶毘にすると歯が三本拾骨されるが、その他の骨はその場所に放置しておく。翌日、家族がサンマイへ行き、遺骨をすぐ側の竹藪の中に全て捨ててしまう。その後、サンマイへ参るといふことはなかった。拾骨した歯は三回忌まで仏壇におくが、後は京都大谷本願へ全て納骨してしまおうという。村の中に「ハカノモト」と呼ばれるところがあり、開葬のとき五輪塔の残欠等の石造物が出たという。

(本林靖久「無墓制にみる真宗門徒の行動様式」)

33 福井県勝山市北谷町小原・木根橋

次の天野氏「白山山麓の墓制」の報告にあり。

34 石川県石川郡尾口村

35 同 石川郡白峰村

36 同 江沼郡山中真砂

白山麓の村では、蚕飼時にはシビトヤキ(火葬)の匂いが蚕に悪いといつて土葬にしたが、蚕飼時以外では火葬にした。土葬のとき、埋葬地に川原石・山石の類いを印におくなど簡単なしつらえで、別にマイリ墓を設けようとする意識は乏しかった。また火葬の時でも、火葬したままで小石を積まず埋めるとか、自然の山石を火葬骨を埋めた上へ積むとかしていたという。骨拾いでは、オシャレポトケ(ノドポトケ)・ハッコツ(歯骨)の類いを僅かに拾うのみで、残部はことごとく持ち帰らぬ作法が古風であった。拾った骨は本山あるいは手次の寺へ納骨する。勝山市北谷小原では、クグツにつめてウラヘナゲルと表現するように、灰捨て場へ投げられた。尾口村深瀬でも火葬場の近辺に埋めずに、積み上げて捨ててくるという。

江沼郡山中町真砂については、北陸大谷高等学校校地歴クラブ「墓のない村」(石川県高等学校文化連盟郷土部編「会報」五号)に紹介されていると
いう。
(天野武「白山山麓の墓制」)

(同朋大学佛教文化研究所 国立歴史民俗博物館共同研究員)

The "No-Grave System", and
the Grave System of the Shin-Buddhism

GAMAIKE Seishi

Conventional folklore study on the grave system has progressed centered on the "double grave system". The "double grave system" is a term used in opposition to the "single grave system". Recently, in addition to the above, the "no-grave system" has come under discussion. The author wishes to point out the questions posed by the latter grave system, since there is no common understanding nor a conceptual standard among researchers, and this leads to confusion. Furthermore, since the "no-grave system" is frequently seen among believers of the Shin-Buddhism, the author wishes to consider the questions of "tombstones" and the "laying of ashes to rest" through the accepted idea of "graves" in the Shin-Buddhism.

Putting in order examples from all over the country, the author finds that previous reports did not distinguish between cremation and inhumation, and that reports that "there were no graves", gave no clear definition of what was meant by a "grave". He also shows that the definition of a "visiting grave" (tombstone) in the double grave system was ambiguous. What really happens in the "no-grave system" is that the ashes are left as they are after cremation, without erecting a tombstone. This grave system tells us that we must reexamine not only the problem of where the body was buried, the question of the tombstone, and the problem of inhumation, but also the question of cremation.

As to the reason why the "no-grave system" was prevalent among Shin-Buddhism believers, the author examines, from the historical viewpoint, how the Shin-Buddhism faith regarded the grave. Looking at the form of tombstones seen in present Shin-Buddhism cemeteries, and the process of the establishment of the custom of the placement of ashes in the head temple, the author discusses the concept of the grave system in the Shin-Buddhism, and its relationship with the restrictions by the religious order. It was a problem from the doctrinal point of view, to hold religious services for bodies or ashes. In the Middle Ages, the Shin-Buddhism took a negative attitude towards stupas and tombstones. This contemptuous view of graves and tombstones continued throughout the modern period until the present day, so that the custom remained of leaving ashes after cremation, without erecting a tombstone. Also, the Shin-Buddhism gainsaid the tombstone as a grave, but accepted the ceremony of laying ashes to rest, and inherited the medieval ceremony of laying ashes to rest in modern form, at the establishment of the modern religious order.



写真2 西大谷本廟「釋惣墓」

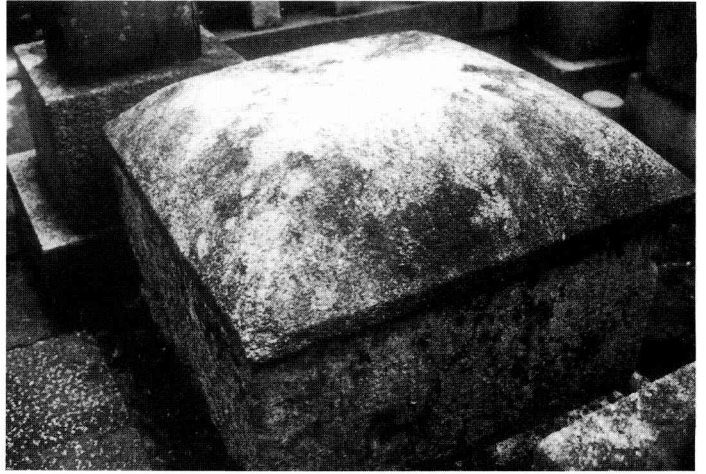


写真1 西大谷本廟納骨型

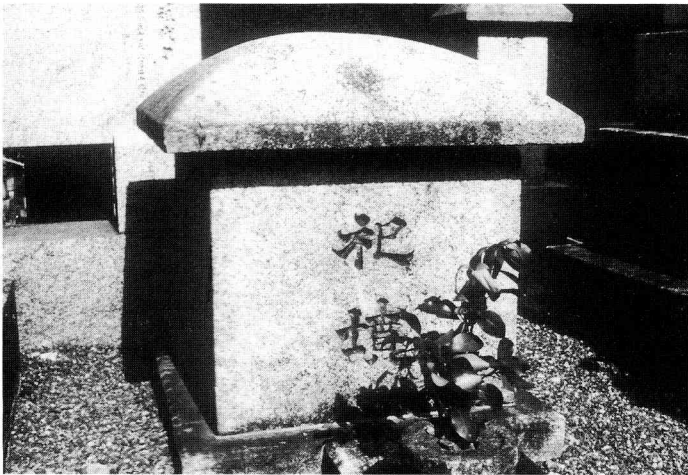


写真4 西大谷本廟「祀墳」



写真3 西大谷本廟「蔵骨塔」



写真6 西大谷本廟「上宮寺墳墓」



写真5 西大谷本廟「俱會一處」



写真9 本徳寺墓地「總墓」



写真7 本徳寺墓地景觀



写真8 本徳寺墓地歴代住職の墓



写真11 本徳寺墓地納骨型



写真10 本徳寺墓地「塚」

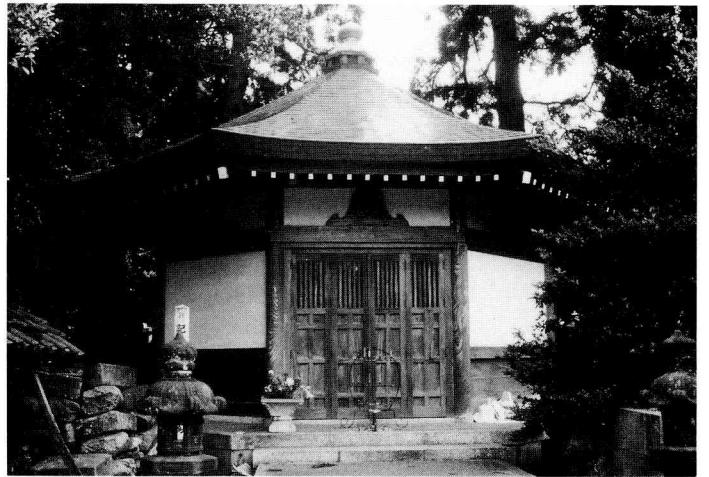


写真12 専光寺墓地親鸞廟所



写真13 専光寺墓地景観



写真15 専光寺墓地納骨型「靈碑」



写真14 専光寺墓地「南無阿弥陀佛」



写真17 本宗寺墓地「骨堂」



写真16 専光寺墓地納骨型「歸寂」